



議案第三十一号

笏賀地区ほ場整備事業（土地改良総合整備事業）の経費の賦課基準

並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり笏賀地区ほ場整備事業（土地改良総合整備事業）の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町當土地改良事業の経費の賦課徴収に關する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松村 衛 成

昭和五拾六年參月廿參日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

一 事業の名称及び工事名

ほ場整備事業（土地改良総合整備事業）
笏賀地区暗渠排水及び区画整理工事

二 施行場所

三朝町大字笏賀地内

三 経費の賦課基準

事業費の三〇パーセント以内を受益者に面積割で賦課するものとする。

四 徴収の時期

各年度毎に工事に着手した日の翌日からその年度の三月三十一日までの間

五 徴収の方法

金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。